

## インドにおける資金調達方法



インドでは、様々な方法で資金の調達を行うことが可能です。本 FAQ では、各資金調達方法において頻出する質問事項について、扱っています。

1. 会社が資金調達を行う際に参照すべき法律は？

インドにおいて会社が資金調達を行う際、2013 年インド会社法の規定に従う必要があります。また、上場会社に関しては、インド証券取引委員会 (SEBI) が制定する 2018 年 SEBI 規則（上場義務および開示要件）（資本金の発行および開示要件）規則の遵守が求められます。

また、外国投資家（非居住者）からの資金調達については、2019 年インド外国為替管理規則、対外商業借入規則等について準拠する必要があります。

2. インドにおける資金調達方法には、どのようなものがありますか？

エクイティ（株式発行等）による調達、またはデット（借入等）による調達があります。エクイティ（株式発行等）による資金調達は、普通株式、優先株式、準株式、ワラントの発行等を通じて行われます。デット（借入等）による資金調達は、銀行融資、借入、社債等負債性金融商品を通じて行われます。

3. 有限責任事業組合（LLP）における資金調達方法は？

有限責任事業組合（LLP）は、2008 年有限責任法に基づいて設立される組織形態です。LLP は、パートナーからの資本注入を通じて、資金の調達が可能です。調達内容には様々なものがありますが、代表的なものは下記となります。

- (i) 金銭
- (ii) 有形動産又は有形固定資産
- (iii) 財産又は現金の抛出契約
- (iv) 無形固定資産
- (v) 役務提供契約
- (vi) 約束手形

#### 4. 株式とは？また、株式の権利や主な特徴は？

通常、いわゆる普通株式とは、会社の所有権の一部を指します。株式が持つ主な権利や特徴については、次のとおりです。

- (i) 株主総会における議決権（議決権数に差がある場合を除き、原則 1 株 1 票とする）
- (ii) 配当請求権
- (iii) 会社清算時の分配請求権
- (iv) 出資の範囲内で責任が制限される（有限責任）

#### 5. 会社が権利の異なる株式（種類株式）を発行することは可能ですか？

会社法および関連規則の下では、2013 年会社法および関連規則に規定されている一定の条件を満たすことを条件に、公開会社であるか非公開会社であるかを問わず、権利の異なる株式（種類株式）を発行することができます。なお、上場会社が種類株式を発行する場合には、併せて SEBI 規制の遵守が求められます。

種類株式発行時、会社が遵守しなければならない重要な条件は、次のとおりです。

- (i) 種類株式の発行について、会社定款で定められていること。
- (ii) 種類株式の発行は、株主総会の普通決議を経て行われる必要があること。上場会社の場合には、郵便投票により株主の承認を経ること。
- (iii) 種類株式に係る議決権の数について、既発行分も含めて、総議決権の 74%を超えないこと。



## 6. 優先株式とは？

優先株式とは、会社が倒産した場合に、配当金の支払いや資本金の払い戻しについて、優先的に受けることができる株式のことです。主な特徴は以下のとおりです。

- (i) 優先株主は、優先株主の権利に直接影響を与える事項（解散、株式や優先株式の払い戻しについての決議事項等）を除き、議決権を有しません。ただし、株式に係る配当金が2年以上継続して支払われていない場合には、全ての決議に対して議決権を有します。
- (ii) 会社は償還不能な優先株式を発行することはできません。また、発行された条件の下でのみ、優先株式を償還することができます。

## 7. 優先株式にはどのようなものがありますか？

- (i) 償還可能優先株式 - 償還可能優先株式とは、定められた期間の満了後に償還される株式のことです。
- (ii) 累積的優先株式 - 累積的優先株式とは、配当金の支払いが行われなかった年の未払配当金について、優先的に受け取りを請求できる権利を有する株式のことです。
- (iii) 参加型優先株式 - 参加型優先株式とは、優先配当に加えて、保有割合に応じて普通株式と同様の分配を受ける権利を有する株式のことです。
- (iv) 転換優先株式 - 転換優先株式とは、一定期間後に保有株の全部または一部を普通株式に転換する権利が付されている株式のことです。転換優先株式の転換権は、強制転換もしくはオプション行使のいずれの形式もとることができます。

## 8. 転換優先株式の発行において必要となる評価事項には、どのようなものがありますか？

転換優先株式の発行には、以下のいずれかの時点の評価報告書が必要です。

- (i) 転換優先株式の募集が行われる日以前
- (ii) 転換優先株式保有者が転換申請する権利を有するようになった日から30日以内



**9. 新株予約権とは？**

新株予約権とは、予め決められた一定期間内に予め決められた価格で株式を引き受けることのできる、会社が発行する権利のことです。新株予約権保有者は、購入したオプションのプレミアムを部分的に支払い、オプションを行使した場合に最終的に割り当てられる株式の価格を支払います。

**10. 転換社債とは？**

転換社債とは、発行時は負債として取り扱われますが、最終的に、返済という形を取るか、または会社の株式への転換という形を取るのかについて選択可能な社債のことです。特定の事象が発生した場合に株式への転換を行う等、当事者間の合意の下、様々な条件を設定することが可能です。

**11. 社債とは？**

社債とは、会社が発行する債券のことです。一定期間経過後、または一定期間毎に、元本の返済および所定の金利による利息の支払いが行われます。社債は、発行者（会社）から見ると、借入を行うことと同義です。社債には、その社債が担保付きであるか否かによって、担保付社債と無担保社債に分類が可能です。

**12. 社債にはどのような種類がありますか？**

- (i) 転換社債 - 指定された期間終了後、社債金額の全部または一部を株式に変換するオプションが付与された社債のことです。
- (ii) 非転換社債 - 株式への転換を行うことができない社債のことです。
- (iii) 担保付社債 - 担保が付されている社債のことです。
- (iv) 無担保社債 - 担保が付されていない社債のことです。

### 13. 担保付社債の発行条件は？

会社法上の担保付社債の発行には、会社法に基づき、以下の条件を満たす必要があります。



- (i) 担保付社債の発行から償還までの期間が 10 年を超えない。
- (ii) 会社、子会社、持株会社、関連会社の財産または資産を担保としており、その担保は社債の金額および利息を期限内に返済するのに十分な価値を有するものであること。
- (iii) 債権者の利益保護のため、会社が社債管理者を選任すること。
- (iv) 社債償還準備金を設定すること。

インド証券取引所に債券を上場することを提案している会社においては、担保は債権額の 100%を確保するのに十分なものでなければなりません。

### 14. 外国直接政策の下、非居住者に対して発行可能な資金調達手段にはどのようなものがありますか？

- (i) 株式
- (ii) 完全強制転換社債
- (iii) 完全強制転換優先株式
- (iv) 一部払込株式 - 12 ヶ月以内に、またはインド準備銀行による指定に従って、払込が行われなければなりません。また、対価の総額（株式プレミアムがある場合はそれを含む）の少なくとも 25%については、前払いが必要となります。
- (v) 新株予約権 - 対価の 25%にういては前払いが必要となり、残額は発行後 18 ヶ月以内に払込が行われる必要があります。
- (vi) 転換社債 - インドのスタートアップ企業は、1 回のトランシェの金額が 2,500,000 インドルピー以上の転換社債を発行することができます。

### 15. 非居住者からの投資について、政府の承認は必要ですか？また、出資できる会社の種類に制限はありますか？

非居住者からの投資については、外国為替管理規則に規定されている活動・セクターにおいて、自動承認ルート（政府の事前承認不要）による投資が認められています。自動承認ルートによる 100%投資が認められている活動・セクターには、空港、医薬品（グリーンフィールド）、オンラインソーシャルメディアプラットフォーム、卸売取引等があります。非居住者

が自動承認ルートの対象外の活動・セクターに投資する場合には、政府の事前承認が必要となります。



以下の分野への外国直接投資は認められていません。

- (i) 宝くじ事業、ギャンブル・賭博事業
- (ii) チットファンド
- (iii) ニディカンパニー
- (iv) 譲渡可能な開発権の売買
- (v) 不動産業、農家の宅地造成（タウンシップ開発、住宅または商業用地の造成、道路若しくは橋梁の造成を除く）、不動産投資信託（REIT）
- (vi) 葉巻、煙草、両切り、シガリロ、たばこ、たばこ代替品の製造
- (vii) 民間企業に投資が開放されていない活動・セクター
- (viii) 宝くじ事業、ギャンブル、賭博活動における外国の技術提携

2019年外国為替規則において、特定分野への外国直接投資についての一定の制限や条件が規定されています。

#### 16. 非居住者に対する株式の発行価格制限がありますか？

非居住者から会社への投資には、価格設定ガイドラインが適用されます。非居住者に発行される株式発行価格は、以下を下回ってはなりません。

- (i) 非上場会社の場合

SEBI に登録されている勅許会計士、マーチャント・バンカー、もしくは原価計算士によって正式に証明された、独立会社間取引ベース評価のために国際的に認められた価格設定方法に従って行われた株式評価額。

(ii) 上場会社の場合

SEBI ガイドラインに基づいて算出される株式評価額。

17. **非居住者向けに発行される株式に対して、出口についての一定の権利（オプション条項や固定リターン条項）を付与することは可能ですか？**

非居住者向けに発行される株式については、1 年以上のロックイン期間を条件としたプット・オプション等の条項を付与することが可能です。一方、固定リターンを得ることができるような条項を付与することはできません。

18. **非居住者からの投資について、政府当局への報告は必要ですか？**

非居住者への株式発行日から 30 日以内に、FC-GPR と呼ばれる申告書をインド準備銀行に提出する必要があります。

19. **外国ポートフォリオ投資家（FPI）とは？どのような金融商品に投資できますか？**

FPI とは、2014 年 SEBI 規則に基づいて登録されている、非居住者である外国投資家のことです。FPI は、インドの公認証券取引所に上場している、または上場予定のインドの会社の株式を売買することができます。

各 FPI または投資家グループの保有合計は、完全希薄化ベースの払込資本金額の 10% 未満、または会社が発行する債券、優先株式、新株予約権の払込金額の 10% 未満でなければならず、本規則で認められているその他の直接・間接的な外国投資を含めて、すべての FPI の保有合計は、完全希薄化ベースの払込資本金額、債券、優先株式、新株予約権の払込金額の 24% を超えてはなりません。



**20. 非居住者による LLP への投資は可能ですか？その場合の条件は？**

非居住者は、以下の条件を満たすことを前提に、出資、取得、利益分配金の譲渡を通じて LLP に投資することができます。

- (i) LLP への投資は、外国直接投資と連動したパフォーマンス条件のないセクターに限り、100%自動承認ルートにて許可されています。該当セクターには、オンラインソーシャルメディアアプリケーション、情報技術関連サービス、投資助言サービス等があります。
- (ii) LLP への投資は、出資、取得、利益分配金の譲渡のいずれの方法であるかに関わらず、国際的に受け入れられている、または市場慣行として採用されている評価基準に従って計算された公正価格を下回ってはならず、勅許会計士、原価計算士もしくは中央政府が選任する評価人による評価証明書が必要となります。

**21. 非居住者による LLP への投資について、政府当局への報告は必要ですか？**

非居住者から投資を受けた LLP は、対価の受領日から 30 日以内に、Form LLP(I) と呼ばれる申告書をインド準備銀行に提出する必要があります。

**22. インド国外からの融資や借入を実施するための必要事項は？**

インド外国為替法の下、対外商業借入 (ECBs) の形で、インド非居住者から融資や借入を行うことができるとされています。プレーンバニラローン、外貨建転換社債 (FCCB)、非転換社債、転換可能社債、転換可能優先株式等により、外貨またはインドルピーのいずれかで資金を調達することができます。

**23. ECBs で融資を受ける場合、政府の承認は必要ですか？**

ECBs を利用する場合、1 会計年度あたり 7 億 5,000 万ドルまでは、自動承認ルートにて資金調達が可能です。金額が 7 億 5,000 万ドル以上となる場合は、インド準備銀行の事前承認が必要となります。

**24. ECBs における最低平均償還期間 (MAMP) は？**

原則、ECBs における最低平均償還期間（MAMP）は 3 年です。ただし、特定の 카테고리 については、例外があります。

S. No.	Category	MAMP
(i)	製造業を営む企業が、1 会計年度 5,000 万ドル以下の金額で調達を行う場合	1 年
(ii)	運転資金目的、一般事業目的、ルピーローン返済目的のいずれかで、外国株主から調達を行う場合	5 年
(iii)	以下の目的で調達を行う場合 (a) 運転資金または一般事業目的 (b) 運転資金または一般事業目的のノンバンキング金融事業会社 (NBFCs) による転貸	10 年
(iv)	以下の目的で調達を行う場合 (a) 国内設備投資目的で利用されたルピーローンの返済 (b) 国内設備投資目的で利用されたルピーローンの返済の NBFCs による転貸	7 年
(v)	以下の目的で調達を行う場合 (a) 国内設備投資目的以外の目的で利用されたルピーローンの返済 (b) 国内設備投資目的以外の目的で利用されたルピーローンの返済の NBFCs による転貸	10 年
上記 (ii) から (v) に記載されているカテゴリーにおいては、 (a) インドの銀行の海外支店・子会社からの ECB 調達はできません。 (b) 最低平均償還期間（MAMP）の厳守が求められます。		



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Law は、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。